



第 2 回 知的財産取引適正化ワーキンググループ

令和 7 年 1 1 月 1 4 日
公 正 取 引 委 員 会
中 小 企 業 庁
特 許 庁

【参考】第1回知的財産取引適正化ワーキンググループでの御意見

- データについて、回答者がノウハウに含まれると理解できるか分からないので、データを特出しした方がよい。
- エンタメ業界でもクリエイターへの対価が適切に決定され、彼らのアイデアをマネタイズする人々にも報酬が行き渡る仕組みが必要である。エンタメ分野も扱ってほしい。
- 大手メーカーとの取引には、共同開発やNDA（秘密保持契約）を結ぶ段階でも、商社が関与しているケースがあるかどうかを確認してほしい。
- 取引適正化の議論では、まずNDAを最低限の前提として習慣化することが重要。
- NDAの段階でフェアな取引が成立しない例も多い。
- 知財取引では、コストに適正利潤を上乗せするだけでなく、市場で得た付加価値をどのように分配するかという視点が重要である。
- 中小企業が大企業から不利な契約を強いられる例は多いが、原因は大企業だけでなく、中小企業が法務・知財に十分な投資をしていないことにある場合もある。そのため、知財管理体制の確立・強化を含めた中小企業側の知財リテラシー向上も不可欠であり、双方の意識啓発を両輪で進めるべきだと考える。

（第1回知的財産取引適正化ワーキンググループ議事要旨・議事録から抜粋）

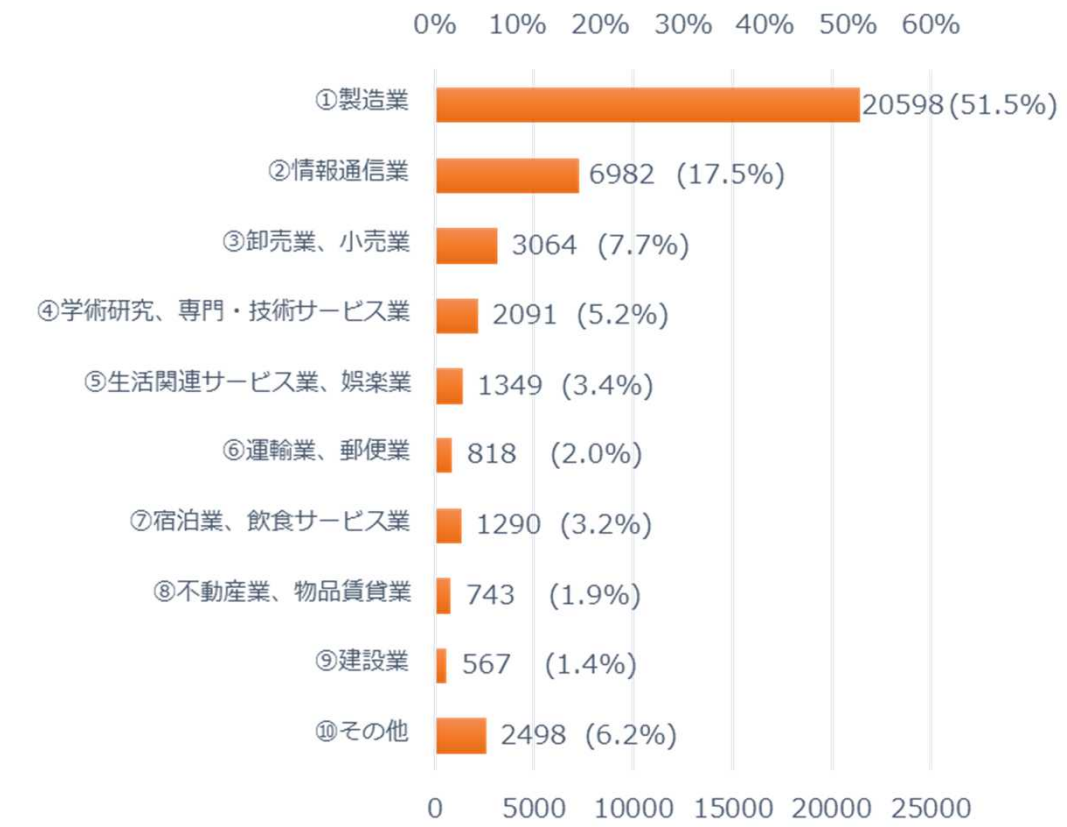
- **実態調査（アンケート・ヒアリング）について**
 - ・ アンケート調査の結果（概要）
 - ・ ヒアリングによる事例収集の状況
- **既存のガイドラインについて**
- **御議論いただきたい内容**
 - ・ 実態調査報告書の充実に向けて
 - ・ 知財WGにおける提言の方向性（指針の策定等に向けて）

アンケート調査の結果（概要）①

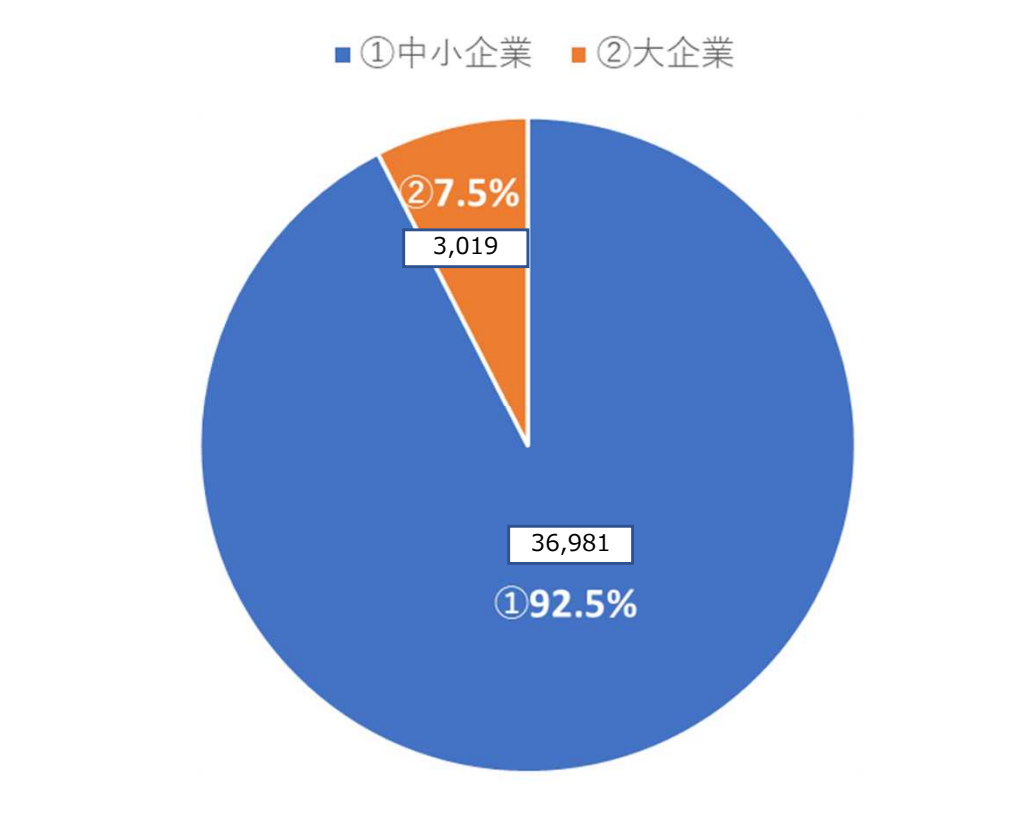
目的	受注取引における知的財産権、ノウハウ、データの取引実態を業種横断的に確認
実施期間	令和7年9月1日～9月30日
回答件数/発送件数	6,973社/40,000社（回収率：約17%） ※発送先の業種比率は（図1）のとおり（「中小企業実態基本調査」で報告された知的財産権の保有率や各業種の事業者数等を参照）。 ※発送先の大企業・中小企業の比率は(図2)のとおり。

※ 本資料に記載のアンケート調査に係る数値は速報値による暫定値です。

【図1】発送先の業種比率(n=40,000)



【図2】発送先の事業規模(n=40,000)



アンケート調査の結果（概要）②

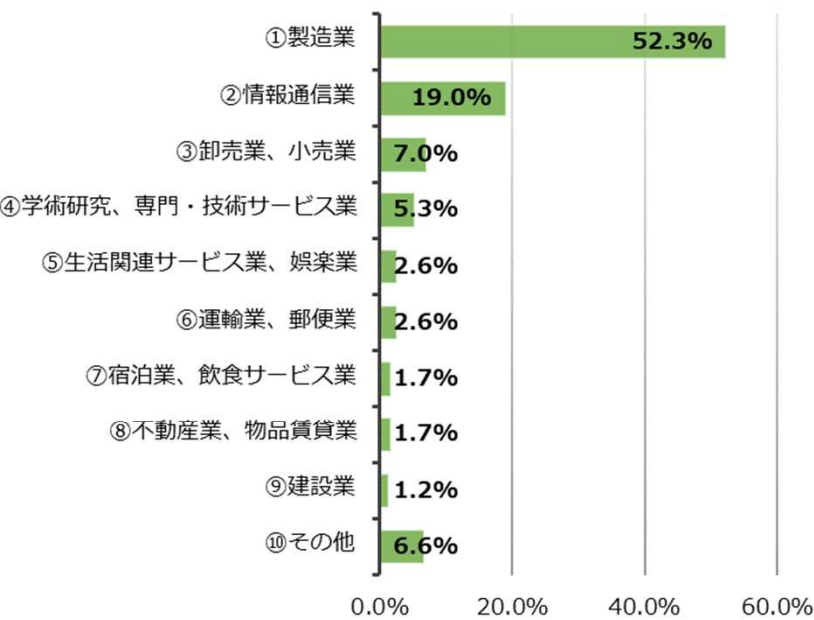
回答者の業種（図3）

製造業・情報通信業が回答者の大半（約71%）

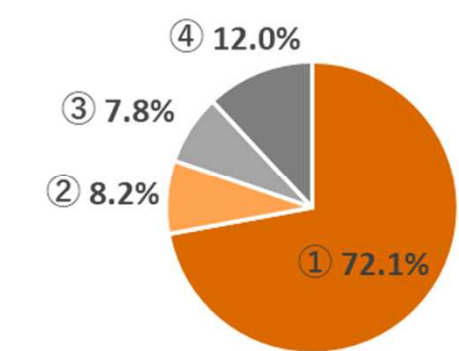
回答者の事業規模（図4）

中小企業が回答者の大半

【図3】回答者の業種(n=6,973)

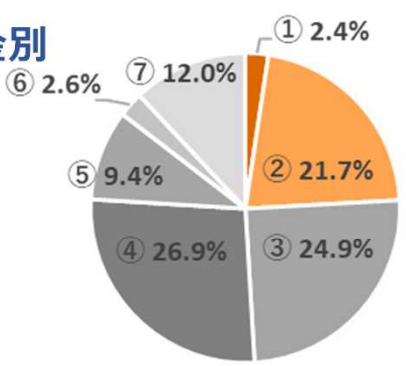


【図4】回答者の事業規模(n=6,973)
従業員数別



選択肢	回答数(割合)
① 50人以下	5,027(72.1%)
② 50人超100人以下	571(8.2%)
③ 100人超300以下	541(7.8%)
④ 300人超	834(12%)
合計	6,973(100%)

資本金別

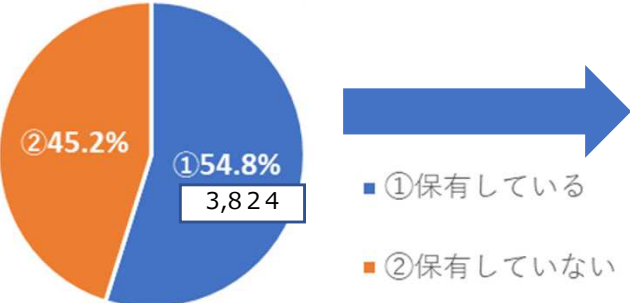


選択肢	回答数(割合)
① 資本金なし	164(2.4%)
② 500万円以下	1,516(21.7%)
③ 500万円超1,000万円以下	1,739(24.9%)
④ 1,000万円超5,000万円以下	1,878(26.9%)
⑤ 5,000万円超1億円以下	654(9.4%)
⑥ 1億円超3億円以下	183(2.6%)
⑦ 3億円超	839(12%)
合計	6,973(100%)

知的財産権等保有状況（図5）

回答者の半数以上が、知財・ノウハウ・データ（知的財産権等）のいずれかを保有（約55%（3,824社））

【図5】知的財産権等保有状況(n=6,973)

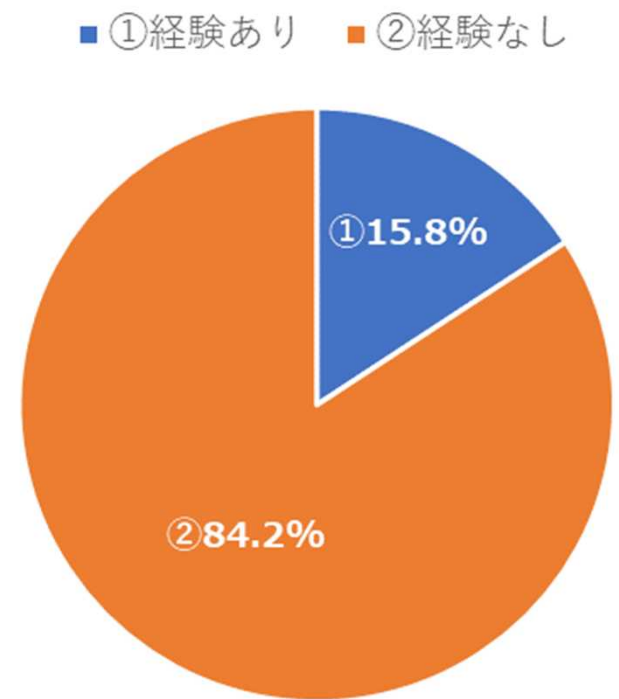


保有している知的財産権の種類 (複数回答可)	回答数(n=3,824)
①知的財産権	2,296
②ノウハウ	2,459
③ データ	2,414

納得できない内容の取引条件を受け入れた経験に係る設問（収集事例の概観）（図6、7）

・ 知的財産権等を保有する者のうち、納得できない取引条件を受け入れた経験があると回答した者は、約16%（603社/3,824社）。

【図6】納得できない内容の取引条件を受け入れた経験（n=3,824）



【図7】納得できない内容の取引条件を受け入れた理由（n=603）

選択肢（複数回答可）
・ その取引条件の受入を断った場合、今後の取引への影響があると判断したから。
・ 取引先は市場におけるシェアの高い有力な事業者であり、取引を行うことで将来の売上高の増加や貴社の信用力の確保につながると判断したから。
・ 取引条件について協議したが、取引先が聞く耳を持っていなかったから。
・ 取引条件について協議しても、取引先に聞き入れられないと思ったから。
・ 当初、取引条件が明確になっておらず、事後的に求められ、応じざるを得なかったから。
・ 取引先から今後の取引への影響を示唆され、受け入れざるを得なかったから。
・ 当時は知的財産権・ノウハウ・データに関する専門的な知識がなく、取引先から提示された取引条件をそのまま受け入れていたから。
・ その他（回答欄に具体的な内容を記載してください。）

実態調査において確認した各類型に係るアンケートの集計結果（概要）
（知的財産権等を保有する社(n=3,824)の回答状況（詳細は参考資料参照））

・ NDAに係る事例

- ・ NDAなしでの取引又は不利な条件での契約事例の経験があると回答した者は、約 7 %。

・ ノウハウ・データの開示に係る事例

- ・ ノウハウの開示等を強要された経験があると回答した者は、約 9 %。
- ・ データの開示等を強要された経験があると回答した者は、約 8 %。

・ 知的財産権の無償譲渡等に係る事例

- ・ 一方的に知的財産権等の取引方法又は対価を設定された経験があると回答した者は、約 7 %。

・ 知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に係る事例

- ・ 知的財産権等のライセンスに係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した者は、約18%。
- ・ 知的財産権等の譲渡に係る対価設定について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した者は、約13%。

・ 知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例

- ・ 知財訴訟等のリスクを転嫁された経験があると回答した者は、約 3 %。

・ 出願に干渉された事例

- ・ 出願に干渉された経験があると回答した者は、約 4 %。

・ 技術指導、技術検証（ PoC ）、試作品製造等に係る事例

- ・ 無償で技術検証・技術指導・試作品製造等をさせられた経験があると回答した者は、約 7 %。

・ 共同研究開発等に係る事例

- ・ 共同研究開発等、共同事業の名目で不利な条件での契約の締結等を強いられた経験があると回答した者は、約 4 %。

・ 共有する知的財産権に係る事例

- ・ 取引先と共有する知的財産権について、不利な取扱いを受けた経験があると回答した者は、約 2 %。

・ 商社等が介在する取引

- ・ 商社等、受注した取引を仲介する立場の者からの要請を受けた経験があると回答した者は、約 4 %

ヒアリング等の実施状況

ヒアリング調査

目的	アンケート調査の回答内容等を基に事例の詳細を確認
件数 令和7年10月末時点（継続中）	団体：約10件 個社：約80件 合計：約90件
対象業種 （日本標準産業分類中分類）	食料品製造業、繊維工業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、倉庫業、専門サービス業、娯楽業 等

情報提供フォーム

令和7年11月7日に、公正取引委員会のHP上に情報提供フォームを設置し、関係者から広く意見を募集（継続中）

URL：<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/chizai.html>



（参考）本資料における用語の定義

知的財産権：知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に掲げられた権利（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）をいいます。

著作者人格権：著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に掲げられた権利。著作者の精神的利益を守るための権利をいいます。

ノウハウ：保有するノウハウ・発明等のうち、知的財産権として権利化されていないものをいいます。

データ：貴社が保有するデータのうち、知的財産権として保護されていないもの全般をいいます。

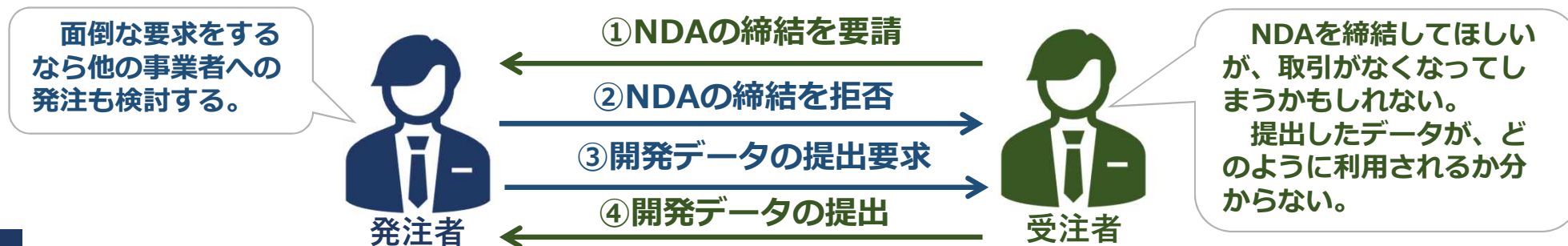
NDA：Non Disclosure Agreementの略。秘密情報を開示する際の、保秘義務及び目的外使用を禁ずる義務を課す合意をいいます。

PoC：Proof of Conceptの略。想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証することをいいます。

二次利用：二次的著作物の作成、利用行為のほか、原著作物について当初の目的の範囲を超えて利用する場合を含みます。

NDAに係る事例

例：NDA締結を拒否された上、データの提出を要求された。（事例1）



事例

※ なお、以下の事例は、取引当事者の一方から収集したものであり、相手方に対するヒアリング等は行っておらず、独占禁止法や取適法に違反すること又はそのおそれを認定したものではありません。

1 NDA締結の拒否

・ NDAの締結を要求したところ、取引先との手続きが煩雑になることを理由として、当該要求をするなら、取引が無くなる可能性があることを示唆され、NDAの締結を拒否された。その後、取引先から開発に係るデータの提出を求められ、当該データを提出した。（プラスチック製品製造業）

2 片務的なNDAの締結

① 当社は取引先の秘密情報の保持を厳格に求められるのに対し、取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社へ提供できる旨の片務的なNDAを締結させられた。（プラスチック製品製造業）

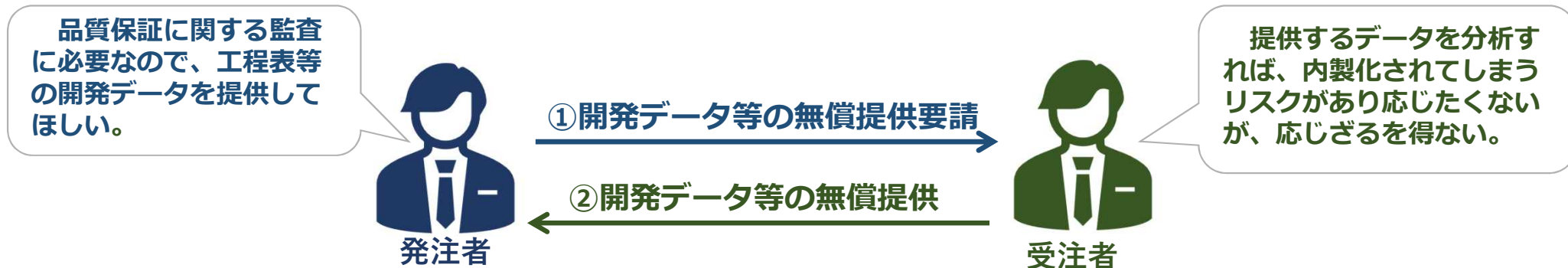
② 当社側のみに保秘が求められる一方的な内容の取引条件となっている。（情報サービス業）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、十分に協議することなく自社のNDAのひな型を押し付けるなど、一方的に、片務的なNDAや契約期間の短いNDAの締結を要請する場合であって、当該スタートアップが、将来再度の事業連携がなされる可能性がなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

ノウハウ・データの開示に係る事例①

例：納品した製品に関する製造方法等の開発データ等の無償提供を要求され、これに応じた。
(事例1②)



事例

1 一方的な開示要請（技術資料等）

- ① 取引先の要請に応じ、当社のノウハウを使用した製品に加えて製品データを提供したところ、取引先が当社に無断で、当該製品を含めた自社製品として出願し、特許権を取得された。（金属製品製造業）
- ② 取引先から、対象製品に係る原材料、製造方法、温度、機械のスピードなどの製造条件が記載されている工程表の無償提供とともに、製造工程の見学を要請される。いずれも取引先が製造工程を内製化できてしまうほど機密性が高い情報を含むため、取引先からの要請には応じたくないが、取引を継続するためには応じざるを得ない。（繊維工業）
- ③ 取引先から提示された契約書には、当社としては社外秘として扱っているノウハウが記載された資料提出に係る条項があったため、取引先に当該条項の修正を求めたが、契約書のフォーマットは変えられないとの理由で、契約内容の修正を拒否された。（倉庫業）

事例

2 一方的な開示要請（設計図面等）

- ① 取引先から見積り依頼時に、必ず、商品ごとの勾配、間隔などの数値を記載した設計図面の無償提供を求められ、これに応じた結果、複数回にわたる修正作業が生じているが、対価を請求すれば、今後の取引に影響が及ぶ可能性があり、応じざるを得ない。（プラスチック製品製造業）
- ② 取引先からの要請に応じ、当社のノウハウを提供し続け、取引先と共同で製品詳細図面を作成したが、当社に発注はなく、他社に転注されてしまい、他社から当該図面を基に製造された製品が販売された。（プラスチック製品製造業）

3 一方的な開示要請（工場見学等）

- ① 取引先から監査という名目で工場見学を依頼され、取引先が指定する事業者が工場見学にきた。当該事業者からは、製品を加工する際の機械の設定条件や加工方法等を具体的に質問されたが、取引先の依頼であるため、答えざるを得なかった。実際には、当該事業者に転注することを前提に、当社からノウハウを聞き出すための工場見学であった。（繊維工業）
- ② 取引先から試作品の製造工程についての写真を提供しよう何度も要請されたところ、製造装置への素材の設置角度等、難易度が高い製品工程が含まれることから、絶対に開示したくないものであったが、今後の取引に影響が生じることを考慮し、要請に応じざるを得なかった。（金属製品製造業）

ノウハウ・データの開示に係る事例（参考）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該営業秘密に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

参考：役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（優越的地位の濫用の問題が生じやすい場合）

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあっては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

ノウハウ・データの開示に係る事例（参考）

参考：優越ガイドライン（優越的地位の濫用として問題となる場合）

協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面、特許権等の知的財産権、従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

参考：取適法運用基準（不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合）

情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

参考：フリーランス法の解釈ガイドライン（不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合）

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。このような場合に、特定業務委託事業者が特定受託事業者に発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

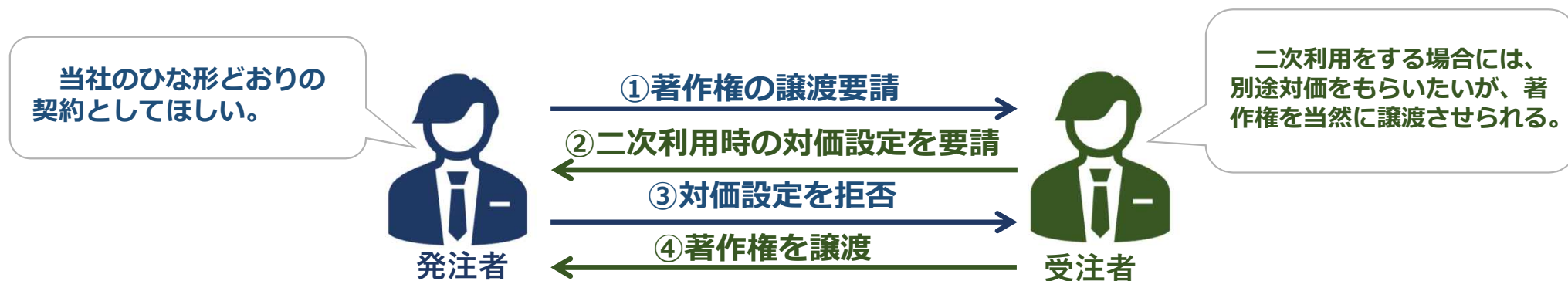
※ 優越ガイドライン：優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成29年6月改正）【公取委】の略。

取適法運用基準：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和7年10月公表）【公取委】の略。

フリーランス法の解釈ガイドライン：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和7年10月改正）【公取委・厚労省】の略。

知的財産権の無償譲渡等に係る事例①

例：作成したデザインについて、二次利用を行う場合には、対価に係る協議を行いたい意向を示したにもかかわらず、著作権を無償で譲渡させられた。(事例1①)



事例

1 著作権の譲渡要請

① 納品したパッケージデザインに係る著作権を取引先に譲渡する旨を含む業務委託契約書の締結を求められたところ、取引先に対し、二次利用を行う場合には別途対価に係る協議を行う旨の条項を契約書に含めるよう依頼したものの、取引先からはひな形であるとの理由で応じてもらえず、今後の取引に影響が生じることを懸念し、契約内容を受け入れざるを得なかった。（専門サービス業）

② 取引先との契約書において、当社に支払われる制作費には、映像作品の制作費及び著作権の譲渡に係る対価も含まれると規定されているが、当該制作費は取引先から一方的に通告されるものであり、映像作品の制作に係る費用をようやく賄うことができる程度の額に過ぎないことから、実質的に、著作権の譲渡に係る対価は支払われておらず、無償で譲渡させられている。（映像・音声・文字情報制作業）

知的財産権の無償譲渡等に係る事例②

- ③ 当社の楽曲の著作権に関する一方的な権利譲渡に係る条項が含まれる基本契約書を締結させられたが、取引先との取引を失うことを恐れ、成果物に係る対価とは別に、著作権の譲渡に係る対価を請求することは困難である。（著作権を譲渡すると、）楽曲の二次利用がなされても当社の権利を申し出ることができなくなるため、二次利用の対価について別途協議する旨の内容を契約書に追記することを求めても、フォーマットであるとして修正をしてもらったことが一度もない。（映像・音声・文字情報制作業）
- ④ 当社のイラスト等が意図しない形で改変等され二次利用されることがないよう、著作権についてはライセンスとし、著作者人格権についても当社が行使し得る形にするとともに、二次利用の場合には、その対価を含めた取引条件について改めて協議することを内容とする契約書の締結を取引先に依頼したが、取引先のひな形に基づく契約書の締結を求められた結果、著作権については譲渡、著作者人格権については不行使とされるとともに、二次利用の場合の条件については契約書に含めることを拒否された。（映像・音声・文字情報制作業）

2 契約書における原始的帰属条項の設定

- ① 当社が映像作品の制作を行うことになっているにもかかわらず、取引先に当該映像作品の著作権が原始的に帰属すると記載されている契約書の締結に応じざるを得なかった。当社に当該映像作品の著作権がないことから、著作権の譲渡対価についても請求できなかった。（映像・音声・文字情報制作業）
- ② 取引先の発注に基づいて製作した製品に搭載したプログラムの著作権について、著作者人格権も含めて取引先に原始的に帰属する取引条件となっている。（電気機械器具製造業）

知的財産権の無償譲渡等に係る事例③

3 契約書における著作権人格権の不行使条項の設定

① 新規の取引獲得には、過去の実績が重要であるため、当社としては著作権人格権としての氏名表示権については当社が行使できるようにすること、又は、社名の公表等に係る例外について契約書に規定してもらうことが必要があると考えているにもかかわらず、契約改定の際に、取引先から著作権人格権の不行使が規定された契約の締結を要請された。（情報サービス業）

② 契約書において著作権の譲渡及び著作権人格権（氏名表示権等）の不行使が規定されていることから、エンドロール等において成果物の作成に係る実績をアピールすることができない。（映像・音声・文字情報制作業）

4 中間成果物の譲渡要請

① 取引の対象である映像作品の制作過程で制作した制作物（取引の対象であった2Dの映像作品を3D化したもの）についても、制作費が不足しているという理由で、無償での使用に応じざるを得なかった。（映像・音声・文字情報制作業）

② 映像作品の制作過程で制作した絵コンテ、背景設定、キャラクター設定等の中間成果物に係るデータは、これら进行分析することにより、当社と同等の品質の作品を制作し得るほど価値が高いものであるため、対外秘としたいものであるが、取引先からの要請に応じ、当該データの提供を含む契約書を締結し、実際に、当該データを実質的に無償で提供させられている。（映像・音声・文字情報制作業）

知的財産権の無償譲渡等に係る事例（参考①）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該ライセンスに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、ライセンス契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

参考：役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（優越的地位の濫用の問題が生じやすい場合）

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあつては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

知的財産権の無償譲渡等に係る事例（参考②）

参考：優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用として問題となる場合）

協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面、特許権等の知的財産権、従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

参考：取適法運用基準（不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合）

情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

参考：フリーランス法の解釈ガイドライン（不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合）

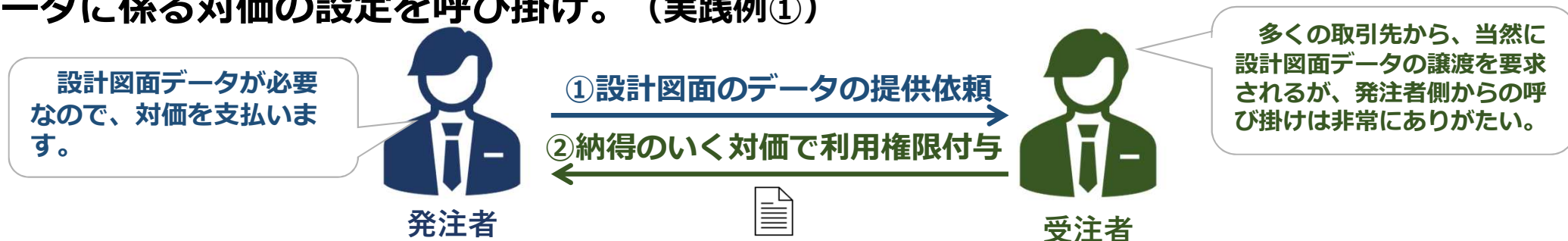
業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。このような場合に、特定業務委託事業者が特定受託事業者が発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

知的財産権、ノウハウ、データの一方向的な開示・無償譲渡要請に対する事業者の声

・無償提供の対象となりやすい知的財産権等が確認された一方、同種の知的財産権等について、適切な対価設定を実現している事例も見受けられた。

実践例：金型の図面設計データ（ノウハウ）の取引において、発注者側から、図面設計データに係る対価の設定を呼び掛け。（実践例①）



知的財産権等への対価設定を求める声

- ① 家具デザイナーが著作権部分に係るロイヤリティー収入を得ているのと同様、当社が設計した家具の図面についても、対価を付けてもらいたいと考えている。（家具・装備品製造業）
- ② アニメ制作において、著作権の対価が支払われるべき。製作委員会に対して著作権の対価を要求する際のハードルは、業慣習的な配慮のみ。（映像・音声・文字情報制作業）

実践例

- ① 取引先が必要な場合（金型の修理等）に限り、金型の図面設計データの提供依頼があり、取引先からの提案で、納得のいく対価をもらい、図面設計データの利用権限を付与している。（一般機械器具製造業）
- ② 業界の商慣習として確立しているものではないが、知財の価値を重視していることから、見積りを作成する際にはデザイン料と制作費を分けて記載している。（印刷・同関連業）

知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に係る事例

例：著作権譲渡に係る対価の請求を行ったものの、一方的な対価設定がなされた。

事例

当社は、著作権対価を内規で定めており、著作権を譲渡するに当たり、当該内規に基づく価格を提案したところ、取引先が拒絶した。当社は、取引先との間で別の継続取引もあり、それに影響が出てしまうことも考え、取引先と揉めるのは得策ではないので、取引先が提示する破格の安さの対価を受け取ることで、著作権を譲渡した。（印刷・同関連業）

知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に対する事業者の声

適切な対価設定を求める声等

1 適切な対価設定を求める声

- ① 現状、設計図面の対価は1枚数千円程度。1枚作成するのに1週間を要する場合もある。また、設計図面の納品後に外注されてしまう場合もあることを踏まえると、何倍もの値段を請求したい。（一般機械器具製造業）
- ② 当社が納品する楽曲の見積価格に、著作権譲渡代金を含んでいる認識はない。二次利用されることを踏まれば、数倍程度は請求したい。（映像・音声・文字情報制作業）

2 対価設定方法の選択肢の拡充

著作権譲渡の対価について、現状、一括払であるが、デザインが使用される商品の売上げを踏まえると、売上げに応じた額（レベニューシェア）を支払ってもらえる方がありがたい。（専門サービス業）

知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に係る事例（参考）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該ライセンスに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、ライセンス契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

参考：役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（優越的地位の濫用として問題となる場合）

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあつては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。以下同じ。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているとき、認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。

ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

参考：取適法運用基準（買ったときに該当するおそれがある場合）

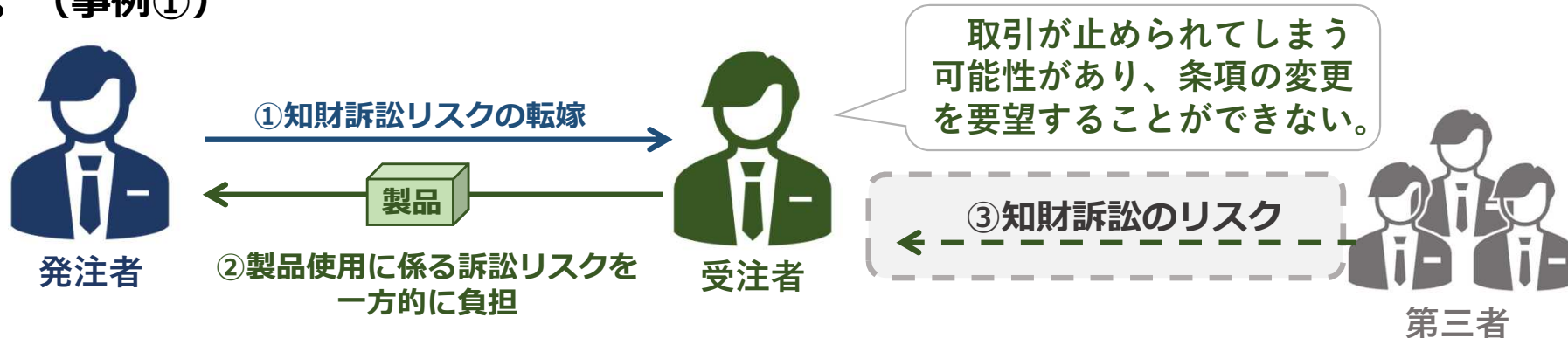
給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めること。

参考：フリーランス法の解釈ガイドライン（買ったときに該当するおそれがある場合）

情報成果物の作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合に、当該知的財産権の対価について、特定受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例

例：取引先から、契約書に知財訴訟リスクを一方的に転嫁させる旨の条項を設定されてしまった。（事例①）



事例

知的財産訴訟リスクの転嫁

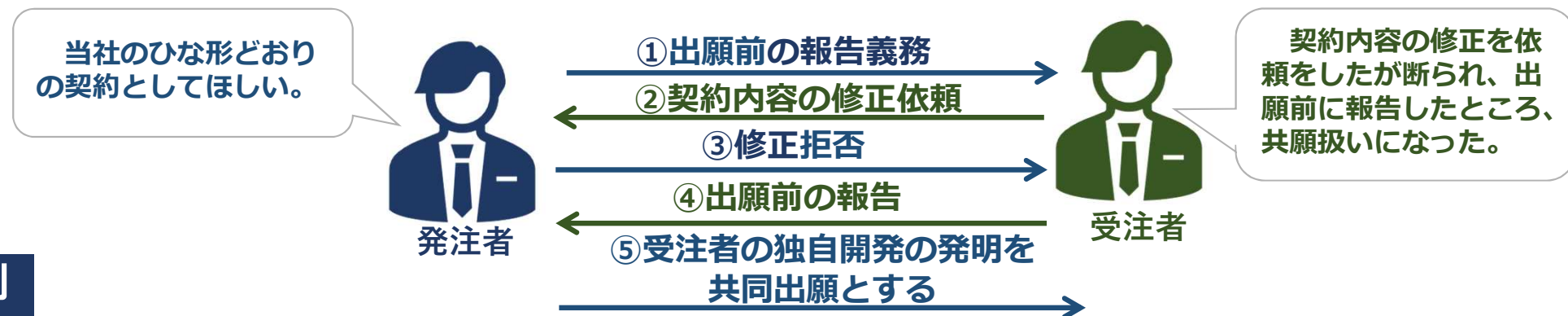
- ① 取引先の指示に基づいて製造した製品であるにもかかわらず、当社が一方的に不利となる片務条項（取引先が当社から購入した製品を使用して作った製品を販売するなどした結果、第三者の特許権を侵害した場合には、当社が一方的に損害賠償責任を負うなど）の記載がある契約を締結した。取引を止められてしまう可能性があるので、契約書の修正を求めることができない。（金属製品製造業者）
- ② 業務の性質上、履行することが著しく困難な非侵害保証条項（第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する条項）を含む契約締結を求められた。網羅的にデザインに係る意匠権及び著作権侵害の有無を判断することは不可能であるため、契約の修正を求めたところ、取引先からはこれを拒否された。（情報サービス業）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、損害賠償責任が事業連携においてスタートアップが負うべきものであって、その損害賠償責任に応じたリスクがスタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

出願に干渉された事例

例：特許出願前の報告を義務づけられ、契約内容の修正を受けて入れてもらえなかった上、自社のノウハウや開発資金を投じた独自の発明の出願に際し、共同出願とされた。（事例①）



事例

出願干渉

① 当社のノウハウや開発資金を投じて独自に生み出した発明であっても、特許出願を行う場合には、取引先への報告を義務付ける内容を含むNDAの案を示された。当社から契約内容の修正を求めたところ、取引先からはテンプレートであり修正できないと一方的に拒否された。実際に、当社で独自に生み出した発明を特許出願するに当たり、取引先に報告したところ、共同出願にさせられた。（化学工業）

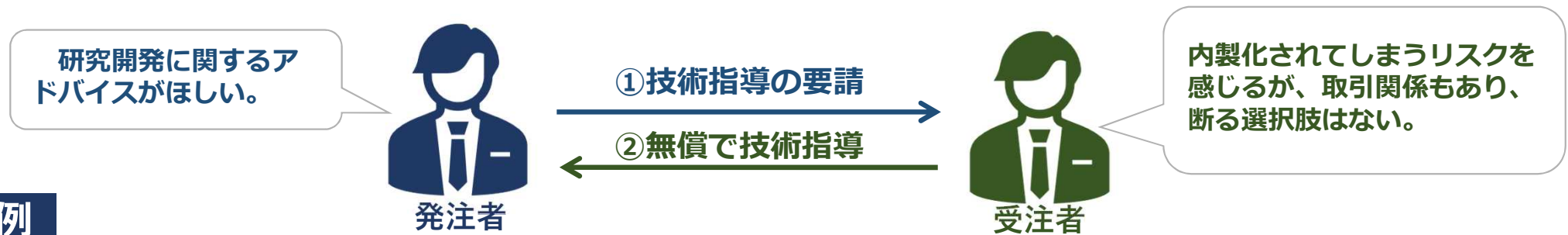
② 取引先から開発委託された案件の契約書において従来保有する知的財産権を除き、当社が技術開発において創出した権利について、取引先との協議がなければ特許権等の出願ができないという内容の一方的な契約を締結させられた。（電気機械器具製造業）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付けるなど、一方的に、当該スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、当該スタートアップが、将来再度の事業連携がなされる可能性がなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係る事例①

例：取引先からの要請に応じ、内製化されるリスクを把握しながらも、無償で技術指導を行っている。（事例1①）



事例

1 技術指導の対価

① 取引先への納品実績がある製品の製造技術（製造工程に係るノウハウ的な内容を含む）について技術指導を要請され、今後の取引関係を踏まえ、無償で当該技術指導に応じざるを得ない状況にある。その後、発注がなくなり、内製化された可能性がある製品もある。（金属製品製造業）

② 取引先からの要請に応じ、製品の量産を前提に、製品開発段階において当社のノウハウを生かした技術指導やアドバイスを無償で行ったところ、製品の量産段階において、取引先は当社に無断で他社に発注をした。（プラスチック製品製造業）

2 PoCの対価

・ 短期間の納期でPoCを発注され、納期内に成果物を納品したにもかかわらず、取引先からは口頭での発注を理由として、対価の支払を拒否されたところ、度重なる申入れの結果、ようやく数か月後に遅れて支払われた。また、毎月継続的に実施していたPoCについて、取引先の業績が悪化したとの理由で、従来から実施していた作業内容に変更がないにもかかわらず、一方的に毎月の支払の対価を減額された。（情報サービス業）

技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係る事例②

3 試作費用の対価

- ① 取引先の求めに応じ、定期的に試作品の製造及び改良を繰り返し、特定の加工工程に生じる問題に対応するために当社の設備の改修も行った。最終的に商品化されるまでには数年を要したが、試作段階で要した人件費、原材料費、設備の改修費等の全ての費用については、これまでの商慣行を踏まえ、当社が負担せざるを得なかった。（食料品製造業）
- ② 当社のノウハウに基づき原材料の配合調整を行うなどして製造した試作品について、取引先の評価及び評価結果を踏まえた新たな配合調整を繰り返し行うなど、開発には長期間を要することとなるが、試作品の製造に要した原材料費等の費用負担について、取引先から協議の呼び掛けは一切無く、当社からも、長期間かけて開発した製品の取引を失うことを考慮すると費用を請求することができない。（石油製品・石炭製品製造業）
- ③ 試作品の製造を行うに当たり、取引先から、原材料の仕入先メーカーの指定を受けたため、当該メーカーから原材料を仕入れ、加工を行ったところ、他のメーカーから仕入れた原材料での加工工程に比べて作業工数が増えることにより製造コストが当初の予定より増加する旨を相談したところ、その後、試作品に係る対価が支払われることはなく、取引が終了してしまった。（金属製品製造業）
- ④ 取引先からの相談を受けて試作品の製造を行うに当たり、取引先の担当者に試作品を無償で提供したところ、取引先の関連会社に、当社の試作品のノウハウを基に試作品の製造及び内製化をされてしまった。（電気機械器具製造業）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①PoCが事業連携において実施されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該PoCに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、無償でのPoCを要請する場合、②当該スタートアップに対し、十分に協議することなく対価を決定するなど、一方的に、著しく低い対価でのPoCを要請する場合、③PoCの実施後に、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由を勘案して相当と認められる金額の範囲内で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoCの実施後に、PoCの結果が発注時点で取り決めた条件に満たないなどの正当な理由がないのに、当該スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、当該スタートアップが、PoC終了後の共同研究契約に進めなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

共同研究開発等に係る事例

例：PoCの過程において自社の特許技術等を用いて創出した成果物であるにもかかわらず、
一切の権利を譲渡させられた。（事例1）

資金提供を行っているの
だから、当然、当社に一切
の権利が帰属すべき。



発注者

① 成果物の共同出願提案

② 一切の権利譲渡を要請



受注者

当社の特許に基づき製作
した成果物であるのに、一
切の権利を譲渡させられた。

事例

1 共同研究開発等における成果物の権利の一方的な帰属

・ PoCの過程で生じた技術的成果物について、当社の既存の特許技術等を応用するなど、当社が全て製作したものであったが、取引先との関係を考慮し、特許は共同出願とし、権利帰属については双方対等とする合意書の締結を提案したところ、取引先からは、資金提供の存在を理由として、取引先に一切の権利の譲渡を行うことを内容とする修正案が提示され、交渉にも応じてくれない。（情報サービス業）

2 共同研究開発等の成果物の利用制限

① 取引先との間で、共同開発によって生み出された成果物については当社に帰属するものの、一定期間において取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後においては取引先に最恵待遇で供給することを内容とする共同開発契約を一方的に締結させられた。（化学工業）

② 取引先と共同開発を行うに当たり、(a)当社のノウハウを用いて共同開発された製品に係る知的財産権について、取引先のみならず、取引先の子会社や関連会社が当社の同意を得ることなく無償で利用できる旨の規定、(b)本契約終了後も当社が当該知的財産権を用いた製品を自由に販売することを制限する規定、(c)それらの規定は本契約終了後も知的財産権が存続する限り有効とされるところの規定が記載された共同開発契約を締結させられた。（輸送用機械器具製造業）

共同研究開発等に係る事例（参考①）

参考：スタートアップ指針における独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合等）

ア 知的財産権の一方的帰属

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

イ 名ばかりの共同研究

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

ウ 成果物利用の制限

市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

共同研究開発等に係る事例（参考②）

参考：共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（不公正な取引方法に該当するおそれがある事項等）

（1）共同研究開発の実施に関する事項

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

- [1] 技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること
- [2] 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- [1] 共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること
- [2] 共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること
- [3] 既存の技術の自らの使用、第三者への実施許諾等を制限すること
- [4] 共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等について、参加者の生産又は販売活動を制限すること

（2）共同研究開発の成果である技術に関する事項

イ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- [1] 成果を利用した研究開発を制限すること
- [2] 成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すこと又は他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと

（3）共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

- [1] 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の販売先について、他の参加者又はその指定する事業者には制限すること（（3）イ[3]参照）
- [2] 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合又は成果に基づく製品の品質を確保することが必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の原材料又は部品の購入先について、他の参加者又はその指定する事業者には制限すること（（3）イ[4]参照）
- [3] 成果に基づく製品について他の参加者から供給を受ける場合に、成果である技術の効用を確保するために必要な範囲で、その供給を受ける製品について一定以上の品質又は規格を維持する義務を課すこと（（3）イ[5]参照）

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

- [1] 成果に基づく製品の生産又は販売地域を制限すること
- [2] 成果に基づく製品の生産又は販売数量を制限すること
- [3] 成果に基づく製品の販売先を制限すること（（3）ア[1]の場合を除く。）
- [4] 成果に基づく製品の原材料又は部品の購入先を制限すること（（3）ア[2]の場合を除く。）
- [5] 成果に基づく製品の品質又は規格を制限すること（（3）ア[3]の場合を除く。）

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

- [1] 成果に基づく製品の第三者への販売価格を制限すること

共有する知的財産権に係る事例

例：取引先の競合他社にライセンスする際、取引先からの事前同意を不要とする契約条項に係る協議を実施したかったにもかかわらず、一方的に事前に了承を得なければならない旨の条項を含む契約書を締結させられた。（事例）



事例

共有する知的財産権に係る協議制限

・ 共同研究開発過程で生じた発明について共願して得た共有特許に関して、顧客以外の第三者への販売の機会損失発生を防ぐために、共有者の同意なく、第三者に許諾できる旨の契約条項とする協議を実施したかったにもかかわらず、顧客に事前に協議をし、了承を得なければ、ライセンスできない旨の条項を含む契約を一方的に締結させられた。（繊維工業）

商社等が介在する取引

事例

商社（最終納品先との仲介者）によるNDA締結拒否

・ 当社の社外秘データ（原材料の比率等）を最終納品先メーカーが求めていることを理由に、当社と最終納品先メーカーとを仲介する商社から、当該データの提供を要請されたことから、NDAを締結するよう依頼したが、当該商社は、最終納品先メーカーとの手続が煩雑になることを理由に拒んだ上、取引が無くなる可能性があることを示唆してきたため、NDA締結に至らなかった。（プラスチック製品製造業）

近時のデータの活用を踏まえて

○ 近時、IoT技術の進展に伴い、国内外において、取引先の稼働状況データを利用し、生産効率向上策を提案するサービスなど、データを分析して生成した情報を提供する種々のサービス（AI利用によるサービスを含む）が展開されており、データの価値は更に向上していくことが予想される。

○ 現状、今回の実態調査において、取引先に提供したデータの利用状況の詳細は確認されていないが、どのような事例が考えられるか。また、今後の知財WGの提言の要素としてどのようなものが考えられるか。

国内外におけるデータを活用したサービス（自社収集データのみに基づくサービスを含む）

- ・ 類似図面情報提供サービス（分析対象データ：図面設計データ）
- ・ 製造品質安定化情報提供サービス（分析対象データ：生産データ）
- ・ 需要予測情報提供サービス（分析対象データ：売上実績、顧客、気象データ等）

参考：消費者優越ガイドラインにおける独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用のおそれがある場合）

○ 消費者優越ガイドラインでは、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引に着目し、消費者に対して優越した地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者が、次のような行為を行うことは、優越的地位の濫用として問題となることを例示している。

○ 例えば、産業データ等の取引を想定し、「個人情報」を「データ」に置き換えた際、同種の事例は確認し得るか。

(1) 個人情報等の不当な取得

ア 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること。

ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること。

エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること。

(2) 個人情報等の不当な利用

ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること。

イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること。

※ 消費者優越ガイドライン：デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月公表）【公取委】の略。

既存のガイドライン等の整理

- 今回の実態調査で確認した知的財産権等の取引に係る事例と同種の類型について、事例掲載を行う既存の実態調査報告書等として、主に製造業実態調査報告書、スタートアップ指針、知財GL（中企庁）の3点がある。
- 今回の実態調査においては、製造業実態調査報告書等では指摘されていなかった事例（例：著作権等の譲渡対価が不適切であるとする事例）が見られるところ、そういった事例についても、新たな指針に盛り込むことが有益ではないかと考えられる。
- また、スタートアップ指針においては、独占禁止法の考え方の整理に留まらず、問題の背景分析や解決の方向性の提示がなされており、知財GL（中企庁）においては、契約書のひな形や留意点に係るチェックリストを共に掲げている。実際に、今回の実態調査のヒアリングにおいて、こうした要素への期待の声が上がっており、今後策定する独占禁止法上の指針においても、独占禁止法上の考え方の整理に加え、背景や問題の解決に資する何らかの要素を盛り込むことも有益ではないか。

※ 製造業実態調査報告書：製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月公表）【公取委】の略。

※ 知財GL（中企庁）：知的財産取引に関するガイドライン（令和6年10月改正）【中企庁】の略。

既存のガイドライン等

①【公取委】製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月公表）

ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として、製造業者30,000社（中小企業26,300社、大企業3,700社）に書面調査。製造業者、事業者団体、有識者の合計122件にヒアリングを実施。

下記の8類型について、参考事例を報告。

②【公取委・経産省】スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和4年3月公表）

NDA、PoC契約、共同研究契約及びライセンス契約の4つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針をオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき明示。出資者との出資契約についても、事例、独占禁止法・競争政策上の考え方及び取引上の課題と解決方針を明示。

③【中企庁】知的財産取引に関するガイドライン（令和6年10月改正）

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、知財取引の各局面において、注意すべき事項について特定の法令にかかわらず整理。「相手方が生み出した特許権等について、相手方に対し、無償による譲渡を強要したり、相当の対価を支払うことなく自社に単独帰属することを強要してはならない。」などと、あるべき知財取引の姿を明示。

指針への期待の声

(a) 知的財産権やノウハウがどこに帰属しているか、本質的な部分の理解が当事者に足りていない。当然に依頼者側に帰属するような取引内容となってしまうている。国が示す資料には信用力があり、交渉の場で参照したい。（畜産食料品製造業）

(b) リテラシーが不足している人でも、そのまま使うことができる契約書のひな形等を国から示してもらうことは大変意義がある。（生産用機械器具製造業）

参考：既存のガイドライン等との比較

		製造業実態 調査報告書	スタートアップ 指針	知財GL (中企庁)	知的財産権等 実態調査（今回調査）
調査の対象（主要な業種・対象取引）		製造業	スタートアップ 関連取引	製造業中心	幅広い業種
調査対象の知的財産等		技術に関する 知的財産権 ・ノウハウ	知的財産権・ ノウハウ全般	知的財産権・ ノウハウ全般	知的財産権・ ノウハウ・データ全般
掲載事例の類型					
	・ N D Aに係る事例	○	○	○	○
	・ ノウハウ・データの開示に係る事例	○	○	○	○
	・ 知的財産権の譲渡等に係る事例	○	○	○	○
	・ 知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に係る事例	△ (無償譲渡事例 中心)	△ (無償譲渡事例 中心)	△ (無償譲渡事例 中心)	○ (著作権や図面について対 価設定に係る事例を確認)
	・ 知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例	○	○	○	○
	・ 出願に干渉された事例	○	○	○	○
	・ 技術指導、技術検証（ PoC ）、試作品製造等に係る事例	○	○	○	○
	・ 共同研究開発等に係る事例	○	○	○	○
	・ 共有する知的財産権に係る事例	○	—	○	○
	・ 商社等が介在する取引	—	—	—	○
(参考) その他の記載要素等					
	規範定立の状況	—	○	—	
	問題の背景の分析	△	○	—	
	解決の方向性の提示	△	○	○	
	実践例	—	—	—	
	契約書ひな形（引用含む）	—	(引用)	○	
	チェックリスト（取引時のポイント）	—	—	○	

参考：今回調査で確認した各類型に係る規制状況（スタートアップ指針（抜粋））①

○ スタートアップ指針において、下記のとおり、優越的地位にある取引先等による、スタートアップに対する各行為について、独占禁止法上の考え方を示している。

（※「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針ガイドブック」より要約。）

・ NDAに係る事例

【NDA未締結による、営業秘密の無償開示】

・ 正当な理由がないのに、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

【片務的なNDA締結】

・ 一方的に、片務的なNDAや契約期間の短いNDAの締結を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

【NDA違反】

・ NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売し、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合⇒競争者に対する取引妨害のおそれ

・ ノウハウ・データの開示に係る事例

【NDA未締結による、営業秘密の無償開示】

・ 正当な理由がないのに、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

【顧客情報の提供】

・ 正当な理由がないのに、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

・ 知的財産権の無償譲渡等に係る事例

・ 知的財産権、ノウハウ、データの対価設定に係る事例

【ライセンスの無償提供】

・ 正当な理由がないのに、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

・ 知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例

・ 事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

参考：今回調査で確認した各類型に係る規制状況（スタートアップ指針（抜粋））②

・出願に干渉された事例

・ 一方的に、スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

・技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等に係る事例

・ ①正当な理由がないのに、無償でのPoCを要請する場合、②一方的に、著しく低い対価でのPoCを要請する場合、③PoCの実施後に、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoCの実施後に、正当な理由がないのに、やり直しを要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

・ 正当な理由がないのに、契約において定められていない無償での作業等を要請し、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

・共同研究開発等に係る事例

・ 正当な理由がないのに、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

・ 正当な理由がないのに共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合⇒優越的地位の濫用のおそれ

・ 市場における有力な事業者である連携事業者が、スタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限し、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合⇒排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ

・共有する知的財産権に係る事例

—

・商社等が介在する取引

—

御議論いただきたい内容

○ 実態調査報告書の充実に向けて

今日の知的財産等に係る取引の実態を踏まえ、現状収集した事例に加え、更に情報収集する際の視点（例：その他の事例や対価設定の拡充に関する発注者側の受け止め）はどのようなものか。

○ 知財WGにおける提言の方向性（指針の策定等に向けて）

今後の知財WGの提言にどのような要素（例：知的財産取引適正化に向けた実践例・解決の方向性の提示、データの利活用を踏まえた取引の在り方）を盛り込むべきか御議論いただきたい。

参考「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（抜粋）（令和7年6月閣議決定）

「中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。

参考 指針策定までのイメージ（事務局案）

今回の実態調査や今後の追加調査等を踏まえ、事務局において実態調査報告書を作成。当該調査も踏まえ、知財WGにおいて「独占禁止法上の指針」に関する提言をいただき、その後、指針を策定することを想定。

実態調査

実態調査報告書

知財WG御提言

指針の策定等

参考資料

0 1 秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される

このような行為を行う側としては、これまで秘密保持契約等を締結していなかったのでその必要性を感じていない、又は秘密保持契約等が無い形で取引することを前提として対価を定めていると認識している場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側においては、秘密保持契約等無しでの取引に見合った対価になっていないと認識している場合もあることから、問題の未然防止のためには、取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行う事が重要である。

事例 1 何度求めても絶対に秘密保持契約等を締結してもらえず、秘密保持契約等が無い状態での取引を強いられる（金属製品製造業）

事例 2 自社は、取引先の秘密を厳格に守る必要がある一方、取引先は、自社から開示した技術が無償で様々なビジネスに利用できるという片務的な契約の締結を強いられる（業務用機械器具製造業）

事例 3 秘密保持契約等に応じてもらえない上、取引先の判断で取引先の提携先や顧客等に技術を開示することができるという契約を一方的に締結させられる（生産用機械器具製造業）

0 2 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される

このような行為を行う側としては、ノウハウの開示分も含めて取引の対価を設定していると認識している場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側にはそのような認識が無い場合もあることから、問題の未然防止のためには、取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行う事が重要である。

1 秘密としている技術資料等を開示させられる

事例 4 小売業者からプライベート・ブランド商品（食料品）の生産を受託したところ、改良の参考にしたいという理由で、自社のナショナル・ブランド商品のレシピを開示させられる（食料品製造業）

事例 5 新商品の取引を始めるに当たり、取引先に提出する商品カルテ等に秘密としているレシピや製造工程を記載するよう強要される（食料品製造業）

事例 6 自社で製造している特殊な生地に関して、製造を再現できてしまうほどの技術情報（ノウハウ）を無償で開示させられる（繊維工業）

事例 7 取引条件とされていた技術情報は既に提供しているのに、追加して、営業秘密として管理している染色用薬剤の技術情報を無償で開示させられる（繊維工業）

製造業実態調査報告書（令和元年6月公表）：掲載事例（全30事例）・問題の背景の分析・解決の方向性の提示の抜粋②

事例 8 取引先に提出するQC工程表に営業秘密として管理している加工ノウハウまで無償で記載するよう強要される（金属製品製造業）

事例 9 不具合が生じているわけでもないのに、取引先に対して、ノウハウの塊である制御アプリケーションのソースコードを無償で開示させられる（電気機械器具製造業）

事例 10 自社の都合で取引を終了する場合だけでなく、取引先の希望で取引を終了させる場合であっても、供給責任の名目で、製造方法等の営業秘密を全て無償で取引先等に引き継がなければならないという取引条件を受け入れさせられる（金属製品製造業）

事例 11 取引先の防衛的な特許出願に付き合わされる形で、十分な協議もできないまま、意に反して、秘匿しておきたかった営業秘密を共同出願させられ、公開情報にされる（化学工業）

2 発注内容にない金型設計図面等を無償で提供させられる

事例 12 発注内容に含まれていなかった金型設計図面やその他の技術データを後から全て無償で提供させられる（生産用機械器具製造業）

3 一方的な工場見学や工場内撮影を強要される

事例 13 取引先が必要と判断した場合には、具体的な必要性がない場合であっても、自社にとって素性が分からない人物（取引先の顧客や取引先が指定する者）も含めた全面的な工場見学に応じることを強いられる（金属製品製造業）

事例 14 秘密保持契約や目的外使用禁止契約に応じてもらえない状況の下、営業秘密を扱っている区画も含めた製造工程等を全て動画撮影して無償で提供するよう強要される（電子部品・デバイス・電子回路製造業）

03 ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる

事例 15 金型だけを納品する取引から、金型に併せて自社のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料も納品する取引に変更したにもかかわらず、対価は一方的に据え置かれる（金属製品製造業）

04 無償の技術指導・試作品製造等を強要される

このような行為を行う側としては、こうした対応分も含めた取引の対価を設定していると認識している場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側にはそのような認識が無い場合もあることから、問題の未然防止のためには、取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行うことが重要である。

1 競合他社に熟練工の特殊技術が無償で供与させられる

事例16 転注先の海外メーカーが図面どおりに製造できなかったという理由で、当該海外メーカーの工員に対して、自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる（生産用機械器具製造業）

2 継続取引の中での無償の試作品製造（実験等）を要請される

事例17 継続的に取引している取引先から、発注とは別に、先方が提示する技術的な課題を研究するよう一方的に指示され、取引を継続するために、全額自己負担で取引先のために試作品の製造や実験等を繰り返しさせられる（輸送用機械器具製造業）

05 著しく均衡を失った名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる

このような行為を行う側としては、成果の帰属分も含めて取引の対価を設定していると認識している場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側にはそのような認識が無い場合もあることから、問題の未然防止のためには、取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行うことが重要である。

事例18 ほとんど自社の技術を用いて行う名ばかりの共同研究開発であるにもかかわらず、その成果である新技術は、発明の寄与度に関係なく、全て取引先にのみ無償で帰属するという取引先作成の雛形で契約させられ、新技術を奪われる（ゴム製品製造業）

06 出願に干渉される

このような行為を行う側としては、製造業者に供与した技術を勝手に出願されないよう事前に確認する必要があったり、将来の共同出願を前提として取引の対価を設定していると認識していたりする場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側においては、取引先に本来事前に報告する必要のないものまで報告させられたり、事前に何の話もなかったのに急に共同出願にさせられたと認識している場合もあることから、問題の未然防止のためには、出願前に報告しなければならない範囲や発明等が生じた場合に共同出願とするかどうかといった取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行うことが重要である。

製造業実態調査報告書（令和元年6月公表）：掲載事例（全30事例）・問題の背景の分析・解決の方向性の提示の抜粋④

1 出願内容の報告・修正を強いられる

事例 1 9 取引とは直接関係のない、自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、取引先に事前に出願内容を報告し、修正指示があれば、見返りなしで応じることを余儀なくされる（その他の製造業）

2 単独発明であっても、取引先と共同出願にさせられる

事例 2 0 新しい発明を出願する場合には、取引先が一切関与していない場合でも、必ず共同出願にしなければならないという取引条件を一方的に受け入れさせられる（生産用機械器具製造業）

事例 2 1 完全に自社単独で生み出した技術であるにもかかわらず、取引先から共同出願とするよう強要されるとともに、自社が第三者へのライセンスを行う場合のみ取引先の承諾が必要となる契約まで締結させられる（輸送用機械器具製造業）

事例 2 2 取引先からの要請により、単独出願していたものを見返りなしで共同出願に変更させられ、当該特許を用いた製品の販売先まで制限される（化学工業）

0 7 知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される

このような行為を行う側としては、無償譲渡・無償ライセンス分等も含めた取引の対価を設定していると認識している場合もあると思われるが、今回の調査結果を踏まえると、製造業者の側にはそのような認識が無い場合もあることから、問題の未然防止のためには、取引条件の明確化とともに、対価に係る十分な協議を行うことが重要である。

1 知的財産権の無償譲渡等を強要される

事例 2 3 取引先に特許権の持分の2分の1を無償譲渡させられた上、自社から第三者への実施許諾時にのみ取引先の承諾を得なければならないという契約まで締結させられる（化学工業）

事例 2 4 納品した後になって、取引の中で生み出された技術の権利が全て無償で取引先に帰属するという契約を締結させられる（実質的に無償譲渡させられる）（電気機械器具製造業）

2 知的財産権の無償ライセンス等を強要される

事例 2 5 取引先に開示・提供したアイデアや技術等の知的財産は、取引先が無償かつ無制限に使用することができるという一方的なライセンス条項を受け入れることを余儀なくされる（石油製品・石炭製品製造業）

事例 2 6 取引の過程において自社単独で生み出した知的財産権を、全て取引先に無償でライセンスするという取引条件を受け入れさせられる（プラスチック製品製造業）

事例 2 7 複数のサプライヤーから調達したいという取引先の希望で、意に反して、自社のノウハウを競合相手に僅かな対価でライセンスさせられる（パルプ・紙・紙加工品製造業）

3 最恵待遇でのライセンスを一方的に義務付けられる

事例 28 取引先のみ都合がよい契約書押し付けられ、その取引先に対して常に最恵待遇でライセンスする義務を一方的に負わされる（金属製品製造業）

08 知財訴訟等のリスクを転嫁される

このような行為を行っている事業者の中には、取引の実態に合わない契約書（雛形）をそのまま押し付けている場合などもあると考えられ、問題の未然防止のためには、契約の内容が取引の実態に合ったものとなるよう、十分な協議を行うことが重要である。

事例 29 取引先の指示に従って加工するだけの取引であるにもかかわらず、納品した製品に関して知的財産訴訟等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される（金属製品製造業）

事例 30 取引先が設計して自社に製造委託した製品であるにもかかわらず、知的財産上の係争等が生じた場合、その責任を全て負わなければならないという取引条件を一方的に設定される（情報通信機械器具製造業）

独禁法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抜粋）

第2条第9項第5号

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

（略）

□ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

（略）

第19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（抜粋）①

第4 優越的地位の濫用となる行為類型

2 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

(3) その他経済上の利益の提供の要請

ア 協賛金等の負担の要請や従業員等の派遣の要請以外であっても、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、金型（木型その他金型に類するものを含む。以下同じ。）等の設計図面、特許権等の知的財産権、従業員等の派遣以外の役務提供その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

（略）

<想定例>

① 取引に伴い、取引の相手方に著作権、特許権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

② 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、金型の設計図面を無償で提供させること。

（略）

④ 自己が支給した部品・原材料の不具合、自己が行った設計の不備等自己に責任があるにもかかわらず、最終ユーザーからクレームがあった際、自己は一切責任を負わず、取引の相手方に最終ユーザーに対する損害賠償を含むクレーム対応を無償ですべて行わせること。

（略）

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（抜粋）②

3 独占禁止法第2条第9項第5号八

（略）

この独占禁止法第2条第9項第5号八には、「受領拒否」，「返品」，「支払遅延」及び「減額」が優越的地位の濫用につながり得る行為の例示として掲げられているが，それ以外にも，取引の相手方に不利益を与える様々な行為が含まれる。

（略）

(4) 減額

ア 取引上の地位が相手方に優越している事業者が，商品又は役務を購入した後において，正当な理由がないのに，契約で定めた対価を減額する場合であって，当該取引の相手方が，今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には，正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり，優越的地位の濫用として問題となる。

（略）

(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

（略）

取引上の地位が優越している事業者が，取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し，若しくは変更し，又は取引を実施する場合には，優越的地位の濫用として問題となる。

一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われないうちは，取引の相手方は，取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって，取引上優越した地位にある事業者は，取引の条件等を取引の相手方に提示する際，当該条件等を提示した理由について，当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（抜粋）③

ア 取引の対価の一方的決定

(ア) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

(略)

ウ その他

(ア) (略)

取引上の地位が優越している事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

参考：取適法（取適法運用基準）

取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）（抜粋）

（委託事業者の遵守事項）

第5条第1項

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

（略）

同項第3号

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

（略）

同項第5号

中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

（略）

同条第2項

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第1号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

（略）

同項第2号

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

（略）

同項第4号

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

取適法運用基準（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準）（抜粋）①

第3 委託事業者の明示の義務

1 明示すべき事項

- (1) 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」（令和7年公正取引委員会規則第8号。以下「明示規則」という。）で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容その他の事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

（略）

- (3) 「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明示する必要がある。

また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者は、情報成果物を作成させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「中小受託事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、委託事業者は、「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する必要がある。

（略）

第4 委託事業者の禁止行為

3 代金の減額

- (1) 法第5条第1項第3号で禁止されている代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。

（略）

取適法運用基準（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準）（抜粋）②

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

3-11 業績悪化を理由とした減額

委託事業者は、オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザインやBGMの制作を中小受託事業者に委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、代金の額を減じた。

（略）

5 買ったとき

(1) 買ったとき（法第5条第1項第5号）とは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。

(2) 次のような方法で代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

（略）

ク 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めること。

（略）

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

（略）

5-13 その他の買ったとき

(1) 委託事業者は、看板のデザインの制作を委託している中小受託事業者に対し、十分な協議をすることなく、過去に他の事業者に対し同様の業務を発注した際の価格を指定することにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

取適法運用基準（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準）（抜粋）③

- (2) 委託事業者は、制作を委託した放送番組について、中小受託事業者が有する著作権を委託事業者に譲渡させることとしたが、その代金は「製造委託等代金」に含まれているとして、中小受託事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
- (3) 委託事業者は、アニメーションの原画の作成を中小受託事業者である個人のアニメーターに委託しているところ、委託事業者の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積りよりも割高となることを理由に中小受託事業者から代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

(略)

7 不当な経済上の利益の提供要請

- (1) 不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）とは、委託事業者が中小受託事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(略)

- (5) 情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合において、委託事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を委託事業者に譲渡・許諾させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

(略)

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

(略)

取適法運用基準（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準）（抜粋）④

7-4 設計図等の無償譲渡要請

- (1) 委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させた。
- (2) 委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で譲渡させた。

（略）

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

7-9 委託内容にない情報成果物の提供要請

委託事業者は、中小受託事業者にデザイン画の作成を委託し、中小受託事業者はC A Dシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させた。

7-10 知的財産権の無償譲渡の要請

委託事業者は、テレビ番組の制作を委託している中小受託事業者との契約により、中小受託事業者に発生した番組の知的財産権を譲渡させていたところ、それに加えて、番組で使用しなかった映像素材の知的財産権を無償で譲渡させた。

（略）

9 協議に応じない一方的な代金決定

- (1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

参考：フリーランス法（フリーランス法の解釈ガイドライン）

フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）（抜粋）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第5条第1項

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第2条第3項第2号に該当する業務委託をした場合にあっては、第1号及び第3号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

（略）

同項第2号

特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

（略）

同項第4号

特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

（略）

同条第2項

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

同項第1号

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

フリーランス法の解釈ガイドライン（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方）（抜粋）①

第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化

第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）

1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条）

(3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条第1項から第3項まで）

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに、本法規則第1条第1項から第3項までに定められた各事項（以下「明示事項」という。）を、特定受託事業者に3条通知により明示しなければならない。

（略）

ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第1条第1項第3号）

（略）

また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

（略）

キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項）

（略）

(イ) 知的財産権の譲渡・許諾がある場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要がある。

フリーランス法の解釈ガイドライン（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方）（抜粋）②

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

イ 報酬の減額の禁止（本法第5条第1項第2号）

本法第5条第1項第2号で禁止されている報酬の減額とは、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずること」をいう。減額の名目、方法、金額の多寡を問わず、業務委託後いつの時点で減じても本法違反となる。

（略）

エ 買いたたきの禁止（本法第5条第1項第4号）

本法第5条第1項第4号で禁止されている買いたたきとは、「特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」をいう。

買いたたきは、特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をする時点で生ずるものであるのに対し、報酬の減額（同項第2号）は、一旦決定された報酬の額を事後に減ずるものである。

（略）

(ウ) 買いたたきに該当するおそれがある具体例

⑧ 情報成果物の作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合に、当該知的財産権の対価について、特定受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

（略）

カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第5条第2項第1号）

本法第5条第2項第1号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請とは、特定業務委託事業者が特定受託事業者に「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること」により、「特定受託事業者の利益を不当に害」することをいう。

（略）

（ウ）知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。このような場合に、特定業務委託事業者が特定受託事業者が発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

（エ）不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある具体例

例えば、次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

（略）

⑤ 情報成果物等の作成に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、特定業務委託事業者が3条通知の「給付の内容」に知的財産権の譲渡・許諾が含まれる旨を記載していないにもかかわらず、当該情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を特定業務委託事業者に譲渡・許諾させること。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組①（各ガイドライン等における整理）

【公取委】知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成28年1月改正）

技術に係る知的財産権について、独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明確化。

ライセンシーが開発した改良技術のライセンサーへの譲渡義務を課す場合やライセンシーがライセンスを利用する過程で取得した知識又は経験をライセンサーに報告することを義務付けることが、実質的なライセンスの義務付けに該当する場合、不公正な取引方法に該当するおそれがあることを明示。

【公取委】共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成29年6月改正）

研究開発の共同化、共同研究開発の実施に伴う取決めに対する独占禁止法の適用に関する考え方を包括的に明確化。

共同研究開発の成果の改良発明等の譲渡の強要、共同研究開発に際して開示された技術や共同研究開発の成果の二次利用の制限等について、不公正な取引方法に該当するおそれがあることを明示。

【公取委】役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成29年6月改正）

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引において、受託者に生じた知的財産権等に関して、一方的に無償や不当に低い対価で権利譲渡をさせる行為や二次利用を制限する行為について、優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明示。

【中企庁】知的財産取引に関するガイドライン（令和6年10月改正）

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から、知的財産取引の各局面において、注意すべき事項について特定の法令にかかわらず整理。「相手方が生み出した特許権等について、相手方に対し、無償による譲渡を強要したり、相当の対価を支払うことなく自社に単独帰属することを強要してはならない。」などと、あるべき知的財産取引の姿を明示。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組②（各ガイドライン等における整理）

【公取委】優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成29年6月改正）

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

知的財産権等のその他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題になり得ることを明示。

【公取委】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（令和6年5月改正）

下請代金支払遅延等防止法の運用に当たっての留意点を明確化。

親事業者が下請事業者と知的財産権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の下請代金の額を定める行為（買いたたき）や、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権等を親事業者に譲渡・許諾させる行為（不当な経済上の利益の提供要請）が本法に違反することを明示。

【公取委・厚労省】特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和6年5月公表）

特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に向け、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」等の解釈を明確化。

フリーランスとの取引において生じた知的財産権について、給付内容に含まれている場合において、その対価について、協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること（買いたたき）、また、取引当初の給付の内容に含まれないにもかかわらず、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を特定業務委託事業者に譲渡・許諾させること等（不当な経済上の利益の提供要請）について、本法に違反するおそれがあることを明示。

知財取引適正化に向けたこれまでの取組③（製造業に係る実態調査）

【公取委】製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（令和元年6月公表）

ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として、製造業者30,000社（中小企業26,300社、大企業3,700社）に書面調査。製造業者、事業者団体、有識者の合計122件にヒアリングを実施。

下記の8類型について、参考事例を報告。

実態調査で報告された参考事例の類型

秘密保持契約・目的外使用禁止契約無しでの取引を強要される

営業秘密であるノウハウの開示等を強要される

ノウハウが含まれる設計図面等を買いたたかれる

無償の技術指導・試作品製造等を強要される

著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる

出願に干渉される

知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等を強要される

知財訴訟等のリスクを転嫁される

知財取引適正化に向けたこれまでの取組④（スタートアップに係る実態調査）

【公取委】スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書（令和2年11月公表）

スタートアップの事業活動における公正かつ自由な競争を促進する観点から、製造業に限らず、幅広い業種を含めたスタートアップの取引慣行の実態を明らかにすることを目的に、スタートアップ5,593者に書面調査を実施。スタートアップ、出資者、有識者、事業者団体の合計144者にヒアリングを実施。

【公取委・経産省】スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（令和4年3月公表）

NDA、PoC契約、共同研究契約及びライセンス契約の4つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針をオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき明示。出資者との出資契約についても、事例、独占禁止法・競争政策上の考え方及び取引上の課題と解決方針を明示。

【公取委】スタートアップをめぐる取引に関する調査（令和4年12月公表）

上記指針を踏まえた取引が行われているかどうかを把握することを目的に、スタートアップ5,655社、連携事業者・出資者向け11,480社に書面調査を実施。

上記指針の認識が不十分である者が認められたことから、指針の周知を更に徹底することとした。